

金沢市持続可能な観光振興推進会議設置要綱

(令和2年5月1日決裁)

改正 令和3年3月19日決裁

令和4年4月1日決裁

令和5年3月22日決裁

令和7年5月7日決裁

(目的及び設置)

第1条 金沢市の持続可能な観光を振興し推進するための計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を検討するため、金沢市持続可能な観光振興推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 観光を取り巻く現状及び課題の把握に関する事項
- (2) 持続可能な観光の振興に係る目標及び具体的な施策に関する事項
- (3) 計画の進捗状況の評価及び見直しに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内で組織する。

- 2 委員は、知識経験を有する者及び関係団体を代表する者等のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 推進会議に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長になる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 推進会議に、必要な事項を専門的に調査検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、推進会議の委員若干名のほか、関係団体の職員及び観光事業者等で構成するものとする。

(庶務)

第8条 推進会議及び専門部会の庶務は、経済局観光政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

令和2年度に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。